

成人男性向け 風疹抗体検査・予防接種

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2140

対象年齢の方は、無料で風疹の抗体検査と予防接種が受けられます。
まだ抗体検査を受けていない方へ、1月下旬に、お知らせのながきを送付しています。

対象の男性は、公的予防接種を受ける機会がなかったため、他の世代に比べて抗体保有率が低く、風疹に感染するリスクが高いです。

あなたの接種が他の方への感染を防ぎます。積極的に風疹の抗体検査・予防接種を受けましょう。

対 象

市内在住の男性で、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた方

無料クーポン券

お手元にクーポン券がない場合は、再発行が可能です。

また、新たに大竹市に転入した方で、前住所地で抗体検査・予防接種を受けていない場合もクーポン券を発行します。

いずれも、希望する方は保健医療課へ。クーポン券を郵送します。

受診方法

【抗体検査】 医療機関へ予約し、クーポン券を提示。

【予防接種】 抗体検査の結果、予防接種が必要と判定された方は、医療機関で発行された検査結果（「風しん抗体検査受診票」）とクーポン券を持って医療機関へ。

無料クーポン券の使用期限

抗体検査 3月31日(日)

予防接種 令和7年3月31日(月)

風疹とは

ウイルス性の感染症で、感染者の咳や鼻水などを介した飛沫感染により感染が拡大します。感染すると発熱や発疹、リンパ節の腫れなどの症状を引き起こします。

また、妊娠初期の女性が感染する

と、胎児が先天性風疹症候群を引き起こす危険性があります。

先天性風疹症候群とは

妊娠初期の女性が風疹にかかると、胎児も感染し、難聴・心疾患・白内障・精神や身体の発達の遅れなどの障がいをもって生まれる可能性があります。これらの障がいを、先天性風疹症候群といいます。

風疹を予防するには

ワクチンを接種し、抗体を作ることで最も有効な感染予防方法です。

受診できる市内医療機関

医療機関名	ところ	電話番号
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138
こうろ皮ふ科	立戸2-6-26	52-1112
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313
本町医院	本町2-15-17	52-4427
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059
おおえ内科クリニック	晴海1-4-13-1階	35-5552
だいきく小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233

医療機関一覧

医療機関名	ところ	電話番号
阿多田診療所	阿多田403-2	53-7061
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313
本町医院	本町2-15-17	52-4427
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233

被爆者健康手帳を持っている方が対象の定期健康診断の受診医療機関に、新たに「村井内科クリニック」が加わりました。

実施期間は、2月29日(木)までです。

令和5年度 原爆被爆者定期一般健康診断 受診医療機関追加のお知らせ

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2153

確定申告で利用できます

国民健康保険と

後期高齢者医療保険の

医療費通知

国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんに、自身の治療などにかかった医療費を確認してもらうとともに、健康保険制度の健全な運営や被保険者の皆さんの負担軽減を図るため、医療費通知を送付しています。

医療費通知は1年に2回（1月～10月受診分は1月末～2月上旬、11月～12月受診分は3月上旬～中旬）国民健康保険の方には市から、後期高齢者医療保険の方には県後期高齢者医療広域連合から送付されます。

これらの医療費通知を確定申告の時に添付すれば、医療費控除の明細書の記入を一部省略することができるようになっていますが、11月～12月受診分の医療費通知は、送付が確定申告の時期に間に合いません。11月～12月受診分の領収書に記載された金額をもとに、医療費控除の明細書を作成し、添付しなければなりませんので注意してください。

※医療費の領収書は5年間保存して

ください。

※医療費通知では、広島県外の医療機関を受診すると、医療機関名などが「〇〇県」という表示になることもあります。その場合は、医療費控除の明細書に補記する必要があります。不明な点があれば税務署などに問い合わせてください。

問い合わせ
県西部保健所
☎0829-32-1181

HIV(エイズ)抗原・抗体検査
肝炎ウイルス検査
梅毒検査

匿名 無料 予約制

検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。感染に心あたりがある方は、ためらわずにすぐ検査を受けましょう。※検査は無料で、予約が必要です。

と き 2月21日(水) 9時～11時/13時～14時
と ころ 県西部保健所(廿日市市校尾2-2-68)
申し込み 県西部保健所へ

今年度の期限は2月29日(木)まで 特定健診・後期高齢者健診・がん検診

問い合わせ
保健医療課
☎59-2153

医療機関名	ところ	電話番号	一般 特定	胃がん 内視鏡	大腸 がん	肝炎	子宮頸 がん	乳 がん
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852	●		●	●		
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	●		●	●		
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337	●	●	●	●		
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313	●		●	●	●	
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059	●		●	●		
本町医院	本町2-15-17	52-4427	●		●	●		
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138	●		●	●		
おおえ内科クリニック	晴海1-4-13-1階	35-5552	●	●	●	●		
阿多田診療所	阿多田403-2	53-7061	●		●	●		
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233	●	●	●	●		
メープルヒル病院	玖波5-2-1	57-7451	●		●	●		
			受け付けは午前中のみ					
広島西医療センター ※	玖波4-1-1	57-7151	●	●	●	●	●	●
			受け付けは午前中のみ					

※広島西医療センターでの「大腸がん検診」「肝炎ウイルス検診」は、市の特定・後期・一般健診と同時に実施する場合のみ受診可能となります。

今年度の健(検)診の受診券の有効期限が近づいています。受診資格が喪失する前に、早めに健(検)診を受けましょう。受診には、各受診券(昨年5月に送付)が必要です。受診券を紛失した場合は、再発行できます。

市健康相談電話(☎59-2155)に連絡してください。(土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで)申し込み
各医療機関へ直接申し込んでください。

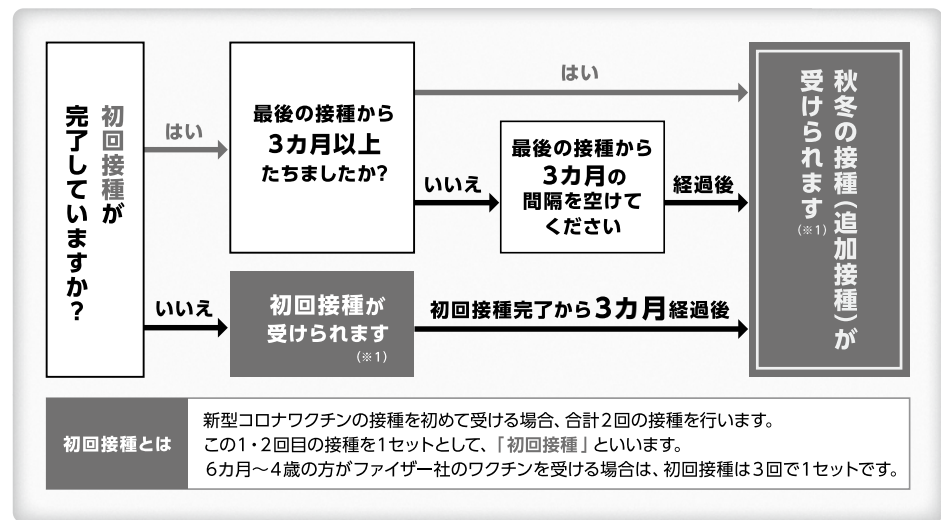
大竹市での
COVID-19
VACCINE

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせ VOL.33

大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話 ☎28-1611
受付時間 8 時 30 分～ 17 時（土・日曜日、祝日除く）

接 種 費 用（無料）
ワクチン接種（任意）

- 令和5年9月20日以降、生後6カ月以上の全ての方に対して、新型コロナのオミクロン株（XBB.1.5）に対応した1価ワクチン（XBB.1.5 対応ワクチン）の接種が始まりました。
 - 新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンとの同時接種が可能です。
- 〈 接種対象となる方と接種間隔 〉



（※1）特例臨時接種の実施時期は令和6年3月31日日までです。

令和5年秋開始接種

使用するワクチン

オミクロン株XBB.1.5 1価ワクチン（mRNAワクチン）

■個別接種

実施期間 令和6年3月末まで

◇接種可能医療機関 ※直接、医療機関へ申し込んでください。

医療機関一覧（対象：医療機関によって接種実施年齢が異なります）					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種（XBB.1.5）	追加接種（XBB.1.5）	備考
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852	－	○	かかりつけのみ、18歳以上
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	－	○	かかりつけ優先、5歳以上
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337	○	○	12歳以上
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059	－	○	20歳以上
本町医院	本町2-15-17	52-4427	○	○	12歳以上
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138	－	○	13歳以上
おおえ内科クリニック	晴海1-4-13-1階	35-5552	－	○	15歳以上
だいこく小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ、5～17歳まで
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233	－	○	16歳以上
メーブルヒル病院	玖波5-2-1	57-7451	○	○	当院患者またはその家族のみ。13歳以上
医療機関一覧（対象：乳幼児（6カ月～4歳）が接種できる医療機関）					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種（XBB.1.5）	追加接種（XBB.1.5）	備考
だいこく小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	○	○	かかりつけ優先

この一覧以外の医療機関でも接種できる場合があります。まずは、かかりつけ医へ相談してください。

初回接種（12歳以上の未接種者）

令和6年3月末まで継続されます。

※1価ワクチン（mRNAワクチン）が接種できない方向けのワクチンの供給再開は、詳細が決まり次第お知らせします。

ワクチン相談窓口など

- ・広島県新型コロナウイルスワクチン相談センター（専門的相談窓口） 8時30分～17時30分
電話 082-513-2847 ファクス 082-211-3006
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の総合案内
コロナワクチンナビは右のQRコードから▶

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



医療と介護の

自己負担額が高額になったとき

限度額を超えた金額が支給されます

問い合わせ 保健医療課 ☎592141

高額医療・高額介護合算制度とは？

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、自己負担限度額（世帯単位）を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給の際は、それぞれの限度額に依じて案分され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

○ 高額介護合算療養費…医療保険から給付

○ 高額医療合算介護（予防）サービス費…介護保険から給付

自己負担額を計算するときの対象期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

申請の手続き

申請は令和5年7月31日時点で加入している医療保険者に申請します。

後期高齢者医療被保険者で対象の方には、1月中旬以降に県後期高齢者医療広域連合から申請案内が送付されています。また、国民健康保険被保険者で対象の方には、2月中旬以降に市から申請案内を送付します。同封の申請書を持参し、保健医療課または各支所で申請してください。

対象期間である令和4年8月1日から令和5年7月31日の間で、市外から転入した方や、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方など、加入していた医療保険や介護保険の情報に変更があった場合、案内が届かなくても支給の対象となることがあります。対象期間の領収書などで、申請対象となるかを確認し、保健医療課または令和5年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

自己負担限度額（年額・世帯単位）

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費などの支給を受けたものを除きます。

70歳未満の方（年額・令和4年8月～令和5年7月）

区 分		自己負担限度額 （年額・世帯単位） 医療保険＋介護保険
年間所得901万円超	ア	212万円
年間所得600万円超 901万円以下	イ	141万円
年間所得210万円超 600万円以下	ウ	67万円
年間所得210万円以下	エ	60万円
住民税非課税世帯	オ	34万円

70歳以上の方（年額・令和4年8月～令和5年7月）

区 分		自己負担限度額 （年額・世帯単位） 医療保険＋介護保険
住民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	212万円
	現役並み所得者Ⅱ	141万円
	現役並み所得者Ⅰ	67万円
一 般		56万円
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。

例）夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。（合計金額は70万円）⇒年間70万円を支払った後に申請をすると、基準額56万円を超えた金額（14万円）が返金され、最終的な年間の負担は56万円に留まります。